

○大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給要綱

令和7年5月30日

告示第49号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅敷地内等に営巣して人に危害を及ぼすおそれがあるスズメバチの巣を駆除する者に対し、その費用の一部を助成することにより、早期の駆除を促進し、もって町民生活の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スズメバチ ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。
- (2) 駆除 スズメバチの巣を取り除く等により、当該スズメバチが巣を利用できない状況にすることをいう。
- (3) 駆除事業者 スズメバチの巣の駆除を業とするものをいう。

(助成の対象となる巣)

第3条 助成金の支給の対象となる巣は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内にあるスズメバチの巣であって、現にスズメバチが活動をしているもの
- (2) 居住の用に供する建物若しくはその敷地内（以下「建物等」という。）又は日常的に通行する道路の付近にあつて人に危害を及ぼすおそれがあるもの

(助成対象者)

第4条 助成金の支給の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 駆除事業者に委託して駆除した者
- (2) スズメバチの巣を駆除した日（以下「駆除日」という。）において、町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第

5条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録されている者

(3) 町税等の滞納がない者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、駆除に要した費用に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、1万円を上限とする。

2 助成金の支給は、一の建物等につき、同一年度内に1回限りとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、駆除日が属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

(1) 駆除に要した費用の明細が記載された領収書の写し

(2) 駆除を実施した場所の位置図

(3) 駆除の実施前及び駆除の実施後の写真(駆除の状況が分かるもの)

(4) その他町長が必要と認める書類

(助成金の支給)

第7条 町長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者に大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の支給を決定したときは、第5条の規定により算出した金額を当該助成金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)に対し、速やかに助成金を支給するものとする。

(支給の取消し)

第8条 町長は、支給決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り或其他不正な手段により助成金の支給を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の取消しを決定した場合は、その旨を当該支給決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、当該取消しを決定した日の翌日から30日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行し、同日以後の駆除から適用する。

様式第1号（第6条関係）

大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給申請書兼請求書

年 月 日

大崎上島町長 様

申請者 住 所 大崎上島町
氏 名 ⑩
電話番号

大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請（請求）します。

駆除を実施した日	年 月 日
駆除を実施した場所	
駆除事業者	
駆除に要した費用	円
助成金支給申請額（請求額）	円
同意事項	1 この申請に係る審査のため、町が保有する申請者の個人情報及び町税等の納付状況を確認し、又は照会すること。 2 この申請書を助成金の請求書として取り扱うこと。この場合において、助成金の請求日は、当該助成金の支給決定日とする。 3 町に登録されている金融機関の口座を助成金の振込先とすること。

添付書類

- 1 駆除に要した費用の明細が記載された領収書の写し
- 2 駆除を実施した場所の位置図
- 3 駆除の実施前及び駆除の実施後の写真（駆除の状況が分かるもの）
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大崎上島町長

大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金については、大崎上島町スズメバチの巣駆除費助成金支給要綱第7条の規定により、次のとおり支給します。

助成金額 金 円

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）